

(1) 教育職員免許状取得について

① 取得できる免許状の種類及び教科

学部・学科	中学校教諭	高等学校教諭	養護教諭
健康科学部整復医療・トレーナー学科	一種（保健体育）	一種（保健体育）	
健康科学部看護学科			一種

② 基礎資格

基礎資格	学士の学位を有すること * 4年制の大学を卒業する（している）こと
------	--------------------------------------

③ 教育職員免許状取得のために必要な最低修得単位数

※実際に修得すべき単位数は下記の限りではありません。

教育職員免許法に定める教員の免許状を取得するための科目	中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状		養護教諭一種免許状
教科に関する科目	保健体育	必修を含めた20単位以上	保健体育	必修を含めた20単位以上	
教職に関する科目	保健体育	必修を含めた31単位以上	保健体育	必修を含めた23単位以上	必修25単位
養護に関する科目					必修44単位
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	保健体育	必修8単位	保健体育	必修8単位	必修を含めた8単位以上
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与にかかる教育職員免許法の特例等に関する法律に定める科目	介護等体験（社会福祉施設等及び特別支援学校）7日間				

教育職員免許状取得のために必要な科目等

教育職員免許状取得のために必要な具体的な科目等は次ページ以降に掲載してあります。

教職課程履修に当たって1年次より履修可能な科目があります。卒業要件単位を満たすことと並行し、計画的に履修するようにしてください。

【中学校教諭一種免許状（保健体育）・高等学校教諭一種免許状（保健体育）】

履修科目の選定にあたって

健康科学部整復医療・トレーナー学科では、免許教科『保健体育』の中学校及び高等学校両方の免許状を卒業と同時に取得できるよう履修指導をしています。

☆以下に掲げる表ア～エの中学校免許状取得に必要な科目等を修得することで高等学校免許状取得条件を同時に満たすことができます。

ア 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学授業科目	履修年次	単位数		備考
			中学	高校	
体育実技	体育実技（体づくり運動）	1	①	①	「卒業単位外科目」のほかは、卒業要件単位数に含まれます。
	体育実技（陸上競技）	2	①	①	
	体育実技（器械運動）	1	①	①	
	体育実技（サッカー）	2	①	①	
	体育実技（バレーボール・バスケットボール）	4	①	①	
	体育実技（柔道）	2	①	①	
	体育実技（ダンス）	1	①	①	
	体育実技（水泳）	1	①	①	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育原理	2	②	②	
	スポーツ心理学Ⅰ	1	2	2	
	スポーツ心理学Ⅱ	2	2	2	
	スポーツ経営管理学	2	2	2	
	スポーツ社会学	3 (2)	2	2	
	スポーツ運動学	4 (3)	②	②	
生理学（運動生理学を含む。）	生理学Ⅰ	1	②	②	
	運動生理学	3 (2)	②	②	
	スポーツ栄養学	4	2	2	
衛生学及び公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	3	①	①	
	衛生学・公衆衛生学特論	3	①	①	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急措置）	学校保健Ⅰ	3	②	②	
	救急法	1	①	①	
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	必要単位数	中学：必修21単位のほか、上記 <input type="checkbox"/> 及び「P.139 教科又は教職に関する科目」 <input type="checkbox"/> 科目から合計2単位以上を選択必修 高校：必修21単位のほか、上記 <input type="checkbox"/> 及び「P.139 教科又は教職に関する科目」「P.139 教職に関する科目」 <input type="checkbox"/> 科目から合計10単位以上を選択必修			

* 単位数が○で囲んであるものは教職免許状取得に必要な科目です。

* 履修年次欄の（ ）は平成25年度以前入学生の履修年次です。

* 「体育実技（バレーボール・バスケットボール）」は平成28年度以降入学生から履修可能です。

* 「学校保健」について、平成27年度以前入学生は「学校保健Ⅰ」「学校保健Ⅱ（精神保健）」の2科目の履修が必要です。

イ 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学授業科目	履修年次	単位数		備考
			中学	高校	
教職の意義等に関する科目	教職概論	1	②	②	卒業要件単位数には含まれません。
教育の基礎理論に関する科目	教育原論（教育本質論）	1	②	②	
	教育心理学	1	②	②	
	教育制度論	1 (3)	②	②	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	②	②	
	特別活動論	2	②	②	
	教育方法論（教育方法の研究）	2	②	②	
	体育科教育法Ⅰ	2	②	②	
	体育科教育法Ⅱ	3 (2)	②	2	
	保健科教育法Ⅰ	2	②	②	
	保健科教育法Ⅱ	3 (2)	②	2	
	道徳教育の理論と実践	2	②	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法	3 (2)	②	②	
	学校(教育)カウンセリング	2	②	②	
	進路指導論	3	①	①	
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	4	②	②	
教育実習	教育実習指導	4 (3)	①	①	
	教育実習Ⅰ	4 (3)	②	②	
	教育実習Ⅱ	4 (3)	②	2	
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	必要単位数	中学：必修 36 単位 高校：必修 28 単位のほか、上記 [] 及び「P.138 教科に関する科目」「P.139 教科又は教職に関する科目」 [] 科目から合計 10 単位以上を選択必修			

* 単位数が○で囲んであるものは教職免許状取得に必要な科目です。

* 中学校教諭免許状を取得するためには、原則として教育実習を 4 週間実施しなければなりません。4 週間の教育実習を実施することで「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」の単位を同時に修得することができます。

* 履修年次欄の（ ）は平成 25 年度以前入学生の履修年次です。

ウ 教科又は教職に関する科目

本学授業科目	履修年次	単位数		備考
		中学	高校	
教職インターンシップ	2	2	2	卒業要件単位数には含まれません。
教職実践研究	4	1	1	

* 上記科目は平成 28 年度以降入学生から履修可能です。

エ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学授業科目	履修年次	単位数		備考
			中学	高校	
日本国憲法	日本国憲法（人と法）	1・2	②	②	必修・選択は卒業要件とは異なります。卒業要件単位数に含まれません。
体育	スポーツ理論と実習Ⅰ	1	①	①	
	スポーツ理論と実習Ⅱ	1	①	①	
外国語コミュニケーション	総合英語Ⅰ(英語ⅠA(読解中心))	1	①	①	
	総合英語Ⅱ(英語ⅠB(表現中心))	1	①	①	
情報処理の操作	情報処理演習Ⅰ(情報処理)	1	①	①	
	情報処理演習Ⅱ(情報処理演習)	1・2	①	①	
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	必要単位数	必修 8 単位			

*単位数が○で囲んであるものは教職免許状取得に必修の科目です。全科目を必ず修得しなければなりません。

オ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に定める科目

中学校教諭一種免許状取得希望者のみ 学外実習（必修） *卒業要件単位数等には含まれません。	
介護等体験 (社会福祉施設等 5 日間・特別支援学校 2 日間)	合計 7 日間
<p>義務教育に従事する者が障害を持った方や高齢の方に対する介護や交流をとおして、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する知識を深め、教員としての資質の向上及び義務教育の一層の充実を図り、人の心の痛みのわかる人づくり及び各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現を目的としています。</p> <p>【具体的な体験内容等】</p> <p>この介護等体験は「体験」を目的としており、障害を持った方や高齢の方の介護・介助の他、話し相手、散歩の付き添い、また直接接することはなくても掃除や洗濯等受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容・状況等に応じ幅広い体験が想定されますが、専門的な「介護実習」とは趣旨が異なります。</p> <p>*実習内容は受入先施設等に任されています。</p>	

【養護教諭一種免許状】

ア 養護に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	本学授業科目	履修年次	単位数	備考
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	衛生学	2・3・4	2	〔免許取得要件〕 全科目を必ず履修すること。
	公衆衛生学	2	2	
学校保健	学校保健	2・3・4	2	
養護概説	養護概論	1(2)	2	
健康相談活動の理論 及び方法	健康相談活動の理論及び方法	3	2	
栄養学(食品学を含む。)	栄養学(食品学を含む)	1	1	
	スポーツ栄養学	4	2	
解剖学及び生理学	人体の構造・機能論Ⅰ (骨格・筋系、神経系、消化吸収)	1	1	
	人体の構造・機能論Ⅱ (呼吸・循環器系、内分泌系、)	1	1	
	人体構造・生理機能実習	2	1	
	生理学総論	1	2	
〔微生物学、免疫学、薬 理概論〕	薬理学	2	1	
	微生物学・免疫学	2	2	
精神保健	精神看護学概論	1	2	
	精神看護方法論	3	2	
看護学(臨床実習及び救 急処置を含む。)	看護学概論	1	2	
	生涯発達看護論	1	1	
	看護技術Ⅰ (共通基本技術・生活支援技術)	1	2	
	成人看護学概論	1	2	
	成人看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)	3	3	
	小児看護学概論	2	2	
	小児看護方法論	3	2	
	母性看護学概論	2	2	
	小児看護学実習	3	2	
	災害看護論(救急法を含む)	3	1	
養護教諭一種免許状 必要単位数	上記 44 単位			

* 上記科目は全て教職免許状取得に必要な科目です。

* 履修年次欄の()は平成25年度以前入学生の履修年次です。

イ 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学授業科目	履修年次	単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職概論	1	2	〔免許取得要件〕 全科目を必ず履修すること。
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	1	2	
	教育心理学	1	2	
	教育制度論	1(3)	2	
教育課程に関する科目	教育課程論	2	2	
	教育方法論	2	2	
	道徳教育の理論と実践	2	2	
生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法	3(2)	2	
	学校教育カウンセリング	2	2	
養護実習	養護実習指導	4	1	
	養護実習Ⅰ	4	2	
	養護実習Ⅱ	4	2	
教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)	4	2	
養護教諭一種免許状 必要単位数		上記 25 単位		

* 上記科目は全て教職免許状取得に必要な科目です。

* 履修年次欄の()は平成 25 年度以前入学生の履修年次です。

ウ 養護又は教職に関する科目

本学授業科目	履修年次	単位数	備考
教職インターンシップ	2	2	卒業要件単位数には含まれません。
教職実践研究	4	1	

* 上記科目は平成 28 年度以降入学生から履修可能です。

エ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学授業科目	履修年次	単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	1・2	2	〔免許取得要件〕 科目区分ごとに 2 単位以上を履修すること。
体育	スポーツ理論と実習Ⅰ	1	1	
	スポーツ理論と実習Ⅱ	1・2	1	
	体育実技(体づくり運動)	1	1	
	体育実技(陸上競技)	2	1	
	体育実技(器械運動)	1	1	
	体育実技(サッカー)	2	1	
	体育実技(柔道)	2	1	
	体育実技(ダンス)	1	1	
	体育実技(水泳)	1	1	
外国語コミュニケーション	総合英語Ⅰ(英語ⅠA(読解中心))	1	1	
	総合英語Ⅱ(英語ⅠB(表現中心))	1	1	
情報処理の操作	情報処理演習Ⅰ(情報処理)	1	1	
	情報処理演習Ⅱ(情報処理演習)	1・2	1	
養護教諭一種免許状 必要単位数		8 単位		

(2) 介護等体験について

介護等体験は原則として、整復医療・トレーナー学科では2年次、6月～2月の指定された日程で実施します。

*看護学科養護教諭免許状取得希望者には介護等体験は不要です。

介護等体験実施先	日 数		備 考
ア 特別支援学校	2日間	合計7日間	介護等体験先である特別支援学校及び社会福祉施設の両方での実施となります。
イ 社会福祉施設	5日間		

① 介護等体験先について

詳細については介護等体験実施前年度に開催する教職ガイダンスで説明します。

ア 特別支援学校（連続した2日間・大学ごとに10～15人程度のグループで実施）

千葉県立市川特別支援学校、千葉県立船橋特別支援学校、千葉県立松戸特別支援学校が本学の協力校となっています。原則として、この3校のいずれかでの実施とし、学生支援課で割り振り等調整を行いません。学生個人での上記学校への手続きは不要です。

イ 社会福祉施設（連続した5日間・1施設の各受入機関に原則として1名ずつ実施）

原則として、千葉県内の社会福祉施設で実施します。介護等体験実施前年度に実施希望地域、希望種別を大学で取り纏めて千葉県社会福祉協議会へ申請することで、実施施設・時期等が割り振られ決定しますので、学生個人での開拓はできません。

② 事前ガイダンスについて

介護等体験について、特別支援学校や社会福祉施設についての説明をはじめ、介護等体験実施に当たっての心構えや注意事項等について特別講義形式でのガイダンスを予定しています。介護等体験実施年次の5月頃に開催を予定していますので、必ず出席し、事前指導を受けてください。

③ 健康診断証明について

大学が実施する健康診断は必ず受診しなければなりません。

介護等体験実施に当たり、受入施設からは健康診断項目の他、麻しん抗体検査、細菌検査（検便）、結核検査、その他の検査を求められることがあり、受入時期によっては学外の医院等での別途検査（学生個人負担）が必要になることがあります。

④ 服装、態度、心構えなど

介護等体験は教育実習と同等の学外実習です。教員を志す者としてふさわしい服装、態度で、了徳寺大学の学生としての誇りを持って実習に臨んでください。

(3) 教育実習について

教育実習は原則4週間とし、整備医療・トレーナー学科、看護学科ともに4年次（受入学校によっては3年次）、に実施します。

① 教育実習校について

教育実習校開拓は教育実習実施前年度の5月末日までに学生個人が行い、その結果や状況を大学に報告しなければなりません。学生の出身中学校、出身高等学校、その他縁故等のある学校を教育実習先として開拓しますが、『出身学生は受け入れできない』という場合や、『受付は先着順』、『面接の上、選考・決定する』など、受入方法は学校によって様々です。

教育実習校開拓についての詳細は『教職課程ガイダンス』で説明します。

② 健康診断証明について

大学が4月～6月に実施する健康診断は必ず受診しなければなりません。

教育実習実施に当たり、教育実習校及び教育委員会からは大学で実施する健康診断項目の他、麻しん抗体検査、結核検査実施を求められることがあり、受入時期によっては学外の医院などでの別途検査（学生個人負担）が必要になることがあります。

③ 服装、態度、心構えなど

教育実習実施に当たっては、教員を志す者としてふさわしい服装・態度で了徳寺大学の学生としての誇りを持って実習に臨んでください。

(4) 諸経費について

教職課程履修に当たり、各種実習等にかかる交通費、実習に当たって必要とされる予防接種や検査料その他諸費用は履修者の負担となります。

(5) 教職支援室について

教員採用試験対策参考書の閲覧や自習室として利用ができます。

開室時間	月曜日～金曜日	8:30～20:20
	土曜日	9:00～16:50